

東京学芸大学特殊教育特別専攻科規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
〔省略〕 （授業料等） 第12条 特別専攻科の検定料，入学料及び授業料の額は，<u>法令</u>の定めるところによる。 （その他） 第13条 この規程に定めるもののほか，必要な事項については，東京学芸大学学則及び東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）の定めるところによる。	〔省略〕 （授業料等） 第12条 特別専攻科の検定料，入学料及び授業料の額は，<u>別に</u>定めるところによる。 （その他） 第13条 この規程に定めるもののほか，必要な事項については，<u>国立大学法人東京学芸大学学則及び東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）</u>の定めるところによる。 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成16年4月1日から施行する。</u>